

# 給 付 規 程

## （目 的）

第一条 この規程は現に組合員である者について、全組合員加盟の自治労共済（基本型）給付（以下共済給付という）および組合給付について定める。

## （給付の種類）

第二条 給付の種類は、次の各号にかかげるものとし、この給付事由および給付額は別表に定めるところによる。

- ① 弔 慰 金
- ② 災害見舞金
- ③ 重 度 障 害
- ④ 餞 別 金
- ⑤ 結 婚 祝 金
- ⑥ 休職見舞金
- ⑦ 長期組合員祝金

## （他の給付との関係）

第三条 前条に定める給付は、他の任意加盟の各種共済保険、救援規程などによる給付にかかわらず支給する。

## （給付の手続）

第四条 給付事由が発生した場合は、すみやかに給付金申請書を分会長を経由して、組合本部に提出する。この申請書の記入者、提出期限、その他の必要書類は別表に定めるところによる。

2 弔慰金の給付事由が発生した場合、分会長はただちに組合本部に連絡し、事後に前項の手続をとるものとする。

## （認定基準等）

第五条 この給付にあたっては、自治労共済給付認定基準等を準用する。なお、長期組合員祝金の給付基準については別に定めるところによる。

## （支 払）

第六条 共済給付の支払いは必要に応じ、一般会計で資金を立替えることができる。

## （規定の運用）

第七条 この規程の運用、その他の取り扱いについては、執行委員会の決定による。

## （規程の改廃）

第八条 この規程の改廃は、中央委員会の議決による。

附 則

この規程は 1971 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は 1974 年 10 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は 1977 年 12 月 21 日から適用する。

附 則

この規程は 1979 年 5 月 23 日から適用する。

附 則

この規程は 1980 年 5 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は 1981 年 10 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は 1984 年 12 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は 1991 年 9 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は 1992 年 12 月 21 日から適用する。

(別表)

| 給 付 種 目     | 共 済 事 由 の 区 分                                                                                                                               | 自治労共済                                                                                                 | 公 企 労                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1 弔 慰 金     | ① 本人の死亡<br>② 配偶者の死亡<br>③ 子の死亡<br>④ 親の死亡                                                                                                     | 400, 000 円<br>100, 000 円<br>40, 000 円<br>10, 000 円                                                    | 100, 000 円<br>50, 000 円<br>20, 000 円<br>10, 000 円 |
| 2 災 害 見 舞 金 | イ 火災<br>ロ 落雷・破裂・爆発<br>ハ 航空機の墜落・車輛の飛込等<br>① 全焼・全壊<br>② 半焼・半壊<br>③ 一部焼・一部損壊・消防冠水<br>ニ 自然災害による損害<br>① 全壊・流失・全焼<br>② 半壊・半焼<br>③ 床上浸水<br>ホ 親族の死亡 | 400, 000 円以内<br>200, 000 円以内<br>100, 000 円以内<br><br>120, 000 円<br>60, 000 円<br>10, 000 円<br>20, 000 円 |                                                   |
| 3 重 度 障 害   | 共済契約者の重度障害                                                                                                                                  | 300, 000 円                                                                                            |                                                   |
| 4 餞 別 金     | 退 職 (組合員歴 1 年以上)                                                                                                                            |                                                                                                       | 10, 000 円                                         |

|             |               |           |                    |
|-------------|---------------|-----------|--------------------|
| 5 結 婚 祝 金   | 結 婚           | 10, 000 円 | 10, 000 円          |
| 6 休 職 見 舞 金 | 休 職（休職となったとき） |           | 10, 000 円          |
| 7 長期組合員祝金   | 別に定める基準のとおり   |           | 50, 000 円<br>（旅行券） |

（注） 本人死亡の場合は別に花環・生花を供与する。

配偶者及び親（直系）の死亡の場合は別に花環を供与する。